

中央終末処理場汚泥焼却施設改築外事業手法検討業務委託
プロポーザル実施要領

公表日 令和3年6月8日

1 契約概要

- (1) 名称 中央終末処理場汚泥焼却施設改築外事業手法検討業務委託
- (2) 場所 和歌山市三葛510番地の1外（中央終末処理場外）
- (3) 目的

本市下水道事業では平成30年度から官民連携手法の導入に向けた調査・検討を進めており、令和2年度には国土交通省の先導的官民連携支援事業（情報整備支援型）（以下、令和2年度業務）の採択を受けて、手法導入に向けた課題抽出、可能性について検討を行った。

本業務では令和2年度の検討結果を踏まえ、本市下水道事業の内、中央終末処理場の汚泥焼却施設（B-DASH施設）の改築工事、運転・維持管理における官民連携手法の導入可能性について検討を行うとともに、令和2年度業務において、処理場の運転・維持管理における段階的に導入することとしたコンセッションをはじめとする官民連携事業の実現に向けた調整・検討を行うものとする。

- (4) 業務内容 別紙特記仕様書のとおり
- (5) 契約期間 契約締結日翌日から令和4年3月31日まで

2 見積限度額（予定価格）

14,168,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

3-1 単体企業については、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産者で復権を得ないものであること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がない者であること。
 - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市企業局建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置又は、和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下、「令和3・4年度登録」という。）において、**土木関係建設コンサルタントに係る下水道**の登録がされている者であること。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による下水道部門の建設コンサルタント登録（有効なものに限る。）をしている者であること。
- (8) 令和3・4年度登録について、次に掲げるいずれかの基準を満たす者とする。
- ア 和歌山市内に所在する主たる営業所（本社・本店）を有していること。
 - イ 和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、本公表日以前から和歌山市内に所在する営業所又は連絡事務所等（以下「和歌山市内の営業所等」という。）を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであり、かつ令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所等に係る登録を受けていること。
- (9) 過去15年以内（平成18年度から令和2年度）に次に掲げる業務の同種の業務を元請として受注し、完了した実績を有する者であること。
- ア 国、地方公共団体又は一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等が発注した**下水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務**。
 - イ 国、地方公共団体又は一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等が発注した**下水道事業における計画策定または設計業務（処理場に関する業務を含むもの）**。
- (10) 次に掲げる要件を満たす者（直接的に雇用している者に限る。）で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置できる者であること。
- ア 3-1（9）アに示す業務について、管理技術者または担当技術者として完了した実績を有すること。
 - イ 技術士資格（総合技術監理部門（上下水道-下水道）または上下水道部門（下水道））を有すること。
- (11) 本業務にあたり、遺漏なき審査を実施するため、照査技術者（直接的に雇用している者に限る。）を配置できる者であること。
- (12) 3-1（9）イに示す業務について、管理技術者または担当技術者として完了した実績を有する担当技術者（直接的に雇用している者に限る。）を配置できる者であること。なお、管理技術者は担当技術者を兼ねることができる。

3-2 共同企業体においては、次に掲げる要件について全て満たす者であることとする。

ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。また、単体企業として参加しようとする者は共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 共同企業体の結成については、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア 1 共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 共同企業体は、構成員の中から代表者1者を定め、代表者が申請書類等を提出すること。

ウ 1 構成員当たりの出資比率は、30パーセント以上であること。

エ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 管理技術者及び照査技術者は、代表者に直接的に雇用されていること。

(2) 構成員の2者とも、3-1 (1) ~ (5) を満たす者であること。

(3) 構成員の内、代表者については、次に掲げるアを満たす者であること。また代表者以外の構成員は次に掲げるア又はイを満たす者であること。

ア ・令和3・4年度登録において、建設コンサルタントに係る下水道の登録がされている者であること。

・建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による下水道部門の建設コンサルタント登録（有効なものに限る。）をしている者であること。

イ 実施要領公表日時点で、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で、業務別調書の内、業務委託調書を提出している者であること。

(4) 構成員については、(2) アに該当する者は、次に掲げるア又はイのいずれかを満たす者であること。(2) イに該当する構成員については次に掲げるア又はウのいずれかを満たす者であること。ただし、構成員のいずれかが、次に掲げるアを満たす者とする。

ア 和歌山市内に所在する主たる営業所（本社・本店）を有していること。

イ 和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、本公表日以前から和歌山市内に所在する営業所又は連絡事務所等（以下「和歌山市内の営業所等」という。）を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであり、かつ令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所等に係る登録を受けていること。

ウ 和歌山市内に業務を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所を有していること。

(5) 構成員の内、代表者については、3-1 (9) ア、(10)、(11) を満たす者であること。

(6) 構成員の内いずれかの者は、3-1 (9) イ、(12) を満たす者であること。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書 (様式1)

イ 単体企業及び共同企業体の構成員については3-1 (2) に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出するこ

と。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 単体企業については3-1(6)、共同企業体の構成員については3-2(3)に係る競争入札参加資格を確認できる書類。

エ 単体企業については3-1(7)、共同企業体の代表者については3-2(3)に係る建設コンサルタント登録規程による下水道部門の建設コンサルタント登録証明する書類。

オ 単体企業及び共同企業体の構成員については3-1(9)に示す確認資料

業務実績調書(様式2、3)に記載し、テクリスの写し、契約書の写し、仕様書の写し等(以下、**テクリスの写し等**)を提出すること。なお、複数の実績を有する場合は全て提出すること。

カ 単体企業及び共同企業体の代表者については3-1(10)に示す確認資料

(ア) 配置予定技術者一覧表(様式4)に規定する資格を有することを証する書類及び直接的に雇用していることを証する書類を提出すること。

(イ) 業務実績調書(様式2、3)にテクリスの写し等業務実績がわかる書類を添付すること。

キ 単体企業及び共同企業体の代表者については、**照査技術者における3-1(9)アに示す業務についての完了実績**を業務実績調書(様式2)に記載し、テクリスの写し等業務実績がわかる書類を添付すること。

※ただし、本事項にかかる業務実績は参加要件ではないが、参加する資格を有する者が多数の場合、9(1)企画提案評価「実施体制」の項目により審査を行うため、該当する実績がある場合は提出すること。

ク 単体企業及び共同企業体の構成員については、**担当技術者における3-1(9)イに示す業務についての完了実績**を業務実績調書(様式3)に記載し、テクリスの写し等業務実績がわかる書類を添付すること。

ケ 共同企業体で参加の場合

(ア) 共同企業体協定書(様式5)

(イ) 共同企業体届出書兼委任状(様式6)

(2) 提出期限 令和3年6月18日(金) 17時15分まで(必着)

(3) 提出場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎3F

和歌山市企業局下水道部下水道企画課

Tel : 073-435-1093 / Fax : 073-435-1276

E-mail : gesuikikaku@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。**提出期限後の書類の訂正は認めない。**

※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接

持参するものとする。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

(1) 提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和3年6月23日(水)

(2) 企画提案者の選定

プロポーザル参加資格確認申請書の提出者のうち、参加する資格を有する者が多数の場合は、

9(1) 企画提案評価「実施体制」の項目により審査を行い、5者程度を選定するものとする。

5者以下の場合はすべての者を選定し、企画提案書等の提出を求めるものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和3年7月2日(金) 17時15分まで

(2) 質問方法 質問書(様式7)により電子メールにて受付。電子メール以外で提出された質問や期限経過後の質問は一切受け付けない。

(3) 質問先 上記4(3)に同じ。

(4) 回答方法 質問者に対して電子メールで回答するとともに、本市企業局ホームページにより公表する。

(5) 質問への回答期限 令和3年7月7日(水)

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 正本1部及び副本10部(副本は写し可)とする。

ア 企画提案書(A4版、左綴じ、両面3枚(6ページ)以内)

仕様書に掲げる業務内容、9評価基準及び配点(1)評価項目に示す内容を含み、わかりやすくまとめて作成すること

イ 実施体制図(A4版、左綴じ、両面1枚(2ページ)以内)

ウ 業務スケジュール(A4版、左綴じ、両面1枚(2ページ)以内)

エ 参考見積書

(ア) 任意様式とする。

(イ) 積算内訳は次のとおり。

費目	種別	数量
直接人件費	資料の収集・整理	1式
	官民連携事業スキームの検討	1式
	市場調査	1式
	官民連携事業の実現に向けた総合的評価	1式
	報告書とりまとめ	1式
	打合せ協議	1式
直接経費	印刷製本費	1式
その他原価		
一般管理費等		

(ウ) 業務価格は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

(エ) 見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。

(オ) 宛先は「和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男」とすること。

オ 配置予定の技術者の一覧（様式4）

カ 下水道事業における官民連携事業導入可能性調査の同種の業務を履行した実績を有することを証する書類（様式2）

会社、管理技術者、照査技術者の実績を作成し、テクリスの写し等を提出すること。

※同種業務については、下水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務を優先して記載すること。なお、可能性調査とは、官民連携事業のスキーム検討、VFM算定（経費削減効果算定等含む）、民間事業者へのサウンディング調査等を含む業務とする。

キ 下水道事業計画業務または設計業務を履行した実績を有することを証する書類（様式3）

会社、管理技術者、照査技術者の実績を作成し、テクリスの写し等を提出すること。

※下水道事業計画業務等実績については、下水処理場の検討を含む業務とする。

オ～キに係る書類については、4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出に係る書類と重複する場合は省略することができる。

(2) 提出期限 令和3年7月13日（火）17時15分まで（必着）

(3) 提出場所 上記4（3）に同じ

(4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。提出した書類の訂正は認めない。

※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参するものとする。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(5) 提出制限 企画提案書は、1提案者について1件を限度とする

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容 企画提案説明に15分以内、質疑応答に10分以内とする。

イ 開催日時 令和3年7月20日（火）（予定）

ウ 開催場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所

ただし、正式な日時、場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

エ 説明者 配置予定の管理技術者及び担当技術者を含めた3名以内とする。

オ 設備 プロジェクター、スクリーンについては和歌山市企業局が準備する。

カ その他 会場入室の際は、マスク着用とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によりプレゼンテーションの時期や方法等変更がある場合は別途通知する。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書により通知する。

送付予定日：令和3年7月26日（月）

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

なお、60/100点（6割）を最低基準とする。

(1) 企画提案評価 100/100点

評価項目	評価の視点	配点
①実施体制	提案者、管理技術者、照査技術者の業務実績、能力の評価 (下水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務、計画・設計業務の実績件数)	10
②業務実施方針	業務目的・課題の理解度 企画提案の実現性、独創性、妥当性 実施手順・工程の適正度 成果品のとりまとめ	15
③提案内容	提案内容の妥当性・実現性 ・焼却施設改築工事におけるPPP手法の具体的検討事項 ・コンセッションの実施に向けた具体的検討事項 ・市場調査の具体的な方法 ・官民連携事業の実現に向けた総合的評価の方法 ・社会・地域のニーズを考慮した提案	45
④見積価格	見積金額の妥当性 ・評価点＝配点×(最低見積額/提案者の参考見積額)	30
合計		100

(2) 評価結果の最も高い者が複数となった場合は、(1) 企画提案評価の評価項目の配点の高い順(③→②→①→④の順)の評価により受託候補者を特定する。

10 日程

項目	日程(予定)
公募の開始	令和3年6月8日(火)
参加資格確認申請書受付	令和3年6月18日(金) 17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和3年6月23日(水)
質問の受付	令和3年7月2日(金) 17時15分まで
質問の回答	令和3年7月7日(水)
企画提案書の受付	令和3年7月13日(火) 17時15分まで
プレゼンテーション等の実施	令和3年7月20日(火)
評価結果通知	令和3年7月26日(月)
契約締結予定日	令和3年7月下旬

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書のコツ額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1.2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度 適用する。

保証事業会社と業務の完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- (2) 部分払い制度 適用しない。
- (3) 契約保証金 必要である。

契約金額が1,000万円以上である場合には、契約締結時に当該契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を納付する必要はない。

- (4) 契約書作成の要否 必要である。

1.3 その他

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本市が配布する資料等は、本プロポーザルに関する事項以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本プロポーザルの目的以外に無断で使用（複製、転記又は転写）しない。なお、提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出等は認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (7) 受託候補者と契約にいたらなかった場合は、次点の者と契約交渉をする場合がある。
- (8) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市企業局との協議により、仕様書等の内容に変更が発

生する場合がある。

(9) 本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(10) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。

(11) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

(12) 「令和2年度和歌山市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託」報告書(公表用)は、閲覧することができる。